

静岡県告示第835号

静岡県ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年静岡県告示第523号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月22日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(支給する額)</p> <p>第3 県が支給対象者に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 基本給付</p> <p>支給対象者に対して、50,000円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)</p> <p>第6 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、様式第2号の申請書（以下「基本給付申請書」という。）により申請を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>(支給する額)</p> <p>第3 県が支給対象者に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 基本給付及び令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている又は申請している者に再度、支給される基本給付（以下「基本給付（再支給分）」という。）</p> <p>支給対象者に対して、50,000円をそれぞれ1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)</p> <p>第6 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付及び<u>基本給付（再支給分）</u>の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、様式第2号の申請書（以下「基本給付申請書」という。）により申請を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)</p> <p>第7 (略)</p> <p><u>（基本給付（再支給分）の支給の申込み等）</u></p> <p>第8 県は、令和2年12月11日時点で既に基本</p>

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方式)

第8 (略)

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第9 (略)

(代理による申請)

第10 代理により第6第1項及び第8第1項の

給付の支給を受けている又は申請している児童扶養手当受給者、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者、公的年金給付等受給者及び家計急変者は、前項の申込みを受けた際、基本給付(再支給分)の受給の拒否を届け出ることができる。

3 知事は、第1項の支給申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付(再支給分)を支給する。

ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付(再支給分)の支給の方式)

第9 児童扶養手当受給者に対する基本給付(再支給分)の支給は、児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式により行う。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)に係る申請及び支給の方式)

第10 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付(再支給分)の支給は、基本給付において行った方式により行う。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方式)

第11 (略)

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第12 (略)

(代理による申請)

第13 代理により第6第1項及び第11第1項の

申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他知事が適当と認める者とする。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)

第11 知事は、第6第1項又は第8第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給の決定をする。

2 (略)

(不当利得の返還)

第12 (略)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13 (略)

(その他)

第14 (略)

様式第1号(第4関係) (略)

申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他知事が適当と認める者とする。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)

第14 知事は、第6第1項又は第11第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給の決定をする。

2 (略)

3 第7第1項に基づく申請において、基本給付(再支給分)の申請を併せて提出した基本給付申請者に対しては、基本給付(再支給分)の支給額を合算した額を支給する。

(不当利得の返還)

第15 (略)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16 (略)

(その他)

第17 (略)

様式第1号(第4関係) (略)

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給都道府県 申請理由町村
群馬 黒川郡 野村町

表面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日
氏名 性別 生年月日 現住所
公的年金受給状況
※記入欄に代えて署名することができます。

2. 監護等児童

令和2年5月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。
No. 氏名 続柄 性別 障害の有無 生年月日 同居/別居の別 住所(別居の場合のみ記入)

※「児童等」とは、児童扶養手当の支給要件が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を共にすること、養育者の場合には養育することになります。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を共にする扶養義務者の場合は記入してください。
配偶者(扶養義務者) 氏名 扶養の別
配偶者 扶養義務者
扶養義務者

※扶養義務者とは、申請者と生計を共にしている(又は申請者が養育者である場合には申請者と生計を維持している)申請者の配偶、孫、母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数 人 申請額(請求額) 円
※申請額・請求額は、対象児童数1人の場合は80,000円、対象児童数2人以上の場合は80,000円×人数に80,000円を超過した額とし、(例)対象児童数3人の場合は、80,000円×3(人)+80,000円×2(人)=1,60,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件(令和2年5月31日現在の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を記載してください。該当する項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

支給要件
□ 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
□ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
□ 父または母が死亡した児童
□ 父または母が障害の状態にある児童
□ 父または母の生死が明らかでない児童
□ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
□ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
□ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
□ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「児童等」とは、児童扶養手当の支給要件が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を共にすること、養育者の場合には養育することになります。

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

□ ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

※指定の金融機関口座は、申請書(請求書)に記入してください。

【受取口座記入欄】
金融機関名 支店名 分類 口座番号 口座名義(フリガナのみ)

※印字による銀行振替された場合は、「振込用の口座名義(口座番号(桁))」欄に振替先(前記)に記入してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
□ 給付金の支給要件の該当性を審査するため、貴が必要な住民基本台帳情報、居住情報や公的年金情報等の公算等の提供を行うことと必要資料の提供を他の行政機関等に求める・提供するすることに同意します。
□ 公算等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
□ この申請書は、県において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
□ 貴が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による返戻不能等の事由により支給が完了せず、かつ、令和3年2月28日まで、県が申請・請求者に連絡がない場合に、給付金が支給されないことと同意します。
□ 給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
□ 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

支給都道府県 申請理由町村
群馬 黒川郡 野村町

表面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日
氏名 性別 生年月日 現住所
公的年金受給状況
※記入欄に代えて署名することができます。

2. 監護等児童

令和2年5月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。
No. 氏名 続柄 性別 障害の有無 生年月日 同居/別居の別 住所(別居の場合のみ記入)

※「児童等」とは、児童扶養手当の支給要件が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を共にすること、養育者の場合には養育することになります。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を共にする扶養義務者の場合は記入してください。
配偶者(扶養義務者) 氏名 扶養の別
配偶者 扶養義務者
扶養義務者

※扶養義務者とは、申請者と生計を共にしている(又は申請者が養育者である場合には申請者と生計を維持している)申請者の配偶、孫、母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数 人 申請額(請求額) 円
※申請額・請求額は、対象児童数1人の場合は80,000円、対象児童数2人以上の場合は80,000円×人数に80,000円を超過した額とし、(例)対象児童数3人の場合は、80,000円×3(人)+80,000円×2(人)=1,60,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件(令和2年5月31日現在の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を記載してください。該当する項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

支給要件
□ 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
□ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
□ 父または母が死亡した児童
□ 父または母が障害の状態にある児童
□ 父または母の生死が明らかでない児童
□ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
□ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
□ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
□ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「児童等」とは、児童扶養手当の支給要件が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を共にすること、養育者の場合には養育することになります。

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

□ ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

※指定の金融機関口座は、申請書(請求書)に記入してください。

【受取口座記入欄】
金融機関名 支店名 分類 口座番号 口座名義(フリガナのみ)

※印字による銀行振替された場合は、「振込用の口座名義(口座番号(桁))」欄に振替先(前記)に記入してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
□ 給付金の支給要件の該当性を審査するため、貴が必要な住民基本台帳情報、居住情報や公的年金情報等の公算等の提供を行うことと必要資料の提供を他の行政機関等に求める・提供するすることに同意します。
□ 公算等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
□ この申請書は、県において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
□ 貴が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による返戻不能等の事由により支給が完了せず、かつ、令和3年2月28日まで、県が申請・請求者に連絡がない場合に、給付金が支給されないことと同意します。
□ 給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
□ 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 【ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】(本書)】
 - ※必要事項をご記入ください。
- 【申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)】
 - ※申請書・請求書の提出時、マイナンバー(社会保障番号)を必ず、申請書類・請求書類・パスポート等の写し(コピー)と一緒に提出ください。
- 【受取口座を確認できる書類の写し(コピー)】 (※6. 受取方法【ア】を選択した場合に限る。)
 - ※**「銀行振込キャッシュカードの写し(コピー)」**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(口座開設者の氏名)の写し(コピー)全てを提出ください。
- 【児童扶養手当の支給要件を確認できる書類】
 - ※**「児童扶養手当の支給要件を確認できる書類」**、児童扶養手当の支給要件について確認済事項の届出を受け持っている場合は不要です。(但し、勤務時間等に関する、児童扶養手当の支給要件について、届出の提出が確認済である場合は、届出する必要がある書類を添付してください。)
- 【無収入収入(所得)額の中立書(別紙様式第4号)】
 - ※半年ごとの収入(所得)額に関する**「収入税額、年金払込記録等」**の収入届が送付される期間を添付してください。

様式第2号(第6開欄) 家庭世帯用

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

大分県大分市 申請者住所町

申請者住所: 郵便番号、町丁目、番地、部屋

表面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請(請求)者

氏名、性別、生年月日、現住所、記入日、令和年月日

公的年金受給状況、児童扶養手当受給状況

2. 児童等児童

No.	氏名	続柄	性別	障害の別	生年月日	児童別給付別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

3. 配偶者及び扶養義務者

氏名	続柄	扶養義務の有無
配偶者	有 / 無	
扶養義務者	有 / 無	

4. 申請額(請求額)

別居児童数	人	申請額(請求額)	円
0			
1			
2			
3			
4			
5			

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件(申請時に児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のうち該当する児童扶養手当の支給要件のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

※既に、児童扶養手当の支給要件について届出が確認済である場合は、この欄に記入しなくても構いません。

支給要件

- 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
- 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらずに養育した児童

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請(請求)者の口座とします。)への振込みを希望
 - ※指定の金融機関(口座)を確認し、記入してください。
- イ 窓口での現金支給を希望
 - ※指定の金融機関(口座)を確認し、記入してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下給付金という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性を申告するに当たり、届出が必要な各種届出(扶養義務、児童扶養手当の公費等の給付を行うこと必要な資料の提供その他の行政機関等に求める提供)を行うこと同意します。
- 公費等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、貴に提出された後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 貴が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による届出不能等の事由により支給が完了せず、かつ、令和3年2月28日まで、貴が申請(請求)の届出を提出しない場合は、給付金の請求書として取り扱います。
- 給付金の支給後、志願事項(給付要件について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給額等に該当しないこと)が判明した場合は、給付金を返還します。
- 既に他の都府県等から給付金を受給している場合は、給付金を返還します。

提出書類

- 【ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】(本書)】
 - ※必要事項をご記入ください。
- 【申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)】
 - ※申請書・請求書の提出時、マイナンバー(社会保障番号)を必ず、申請書類・請求書類・パスポート等の写し(コピー)と一緒に提出ください。
- 【受取口座を確認できる書類の写し(コピー)】 (※6. 受取方法【ア】を選択した場合に限る。)
 - ※**「銀行振込キャッシュカードの写し(コピー)」**など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(口座開設者の氏名)の写し(コピー)全てを提出ください。
- 【児童扶養手当の支給要件を確認できる書類】
 - ※**「児童扶養手当の支給要件を確認できる書類」**、児童扶養手当の支給要件について確認済事項の届出を受け持っている場合は不要です。(但し、勤務時間等に関する、児童扶養手当の支給要件について、届出の提出が確認済である場合は、届出する必要がある書類を添付してください。)
- 【無収入収入(所得)額の中立書(別紙様式第3号)】
 - ※半年ごとの収入(所得)額に関する**「収入税額、年金払込記録等」**の収入届が送付される期間を添付してください。

様式第2号(第6開欄) 会計事務所用

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】

大分県大分市 申請者住所町

申請者住所: 郵便番号、町丁目、番地、部屋

表面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請(請求)者

氏名、性別、生年月日、現住所、記入日、令和年月日

公的年金受給状況、児童扶養手当受給状況

2. 児童等児童

No.	氏名	続柄	性別	障害の別	生年月日	児童別給付別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

3. 配偶者及び扶養義務者

氏名	続柄	扶養義務の有無
配偶者	有 / 無	
扶養義務者	有 / 無	

4. 申請額(請求額)

別居児童数	人	申請額(請求額)	円
0			
1			
2			
3			
4			
5			

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件(申請時に児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のうち該当する児童扶養手当の支給要件のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

※既に、児童扶養手当の支給要件について届出が確認済である場合は、この欄に記入しなくても構いません。

支給要件

- 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
- 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらずに養育した児童

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に「✓」を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請(請求)者の口座とします。)への振込みを希望
 - ※指定の金融機関(口座)を確認し、記入してください。
- イ 窓口での現金支給を希望
 - ※指定の金融機関(口座)を確認し、記入してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に「✓」を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下給付金という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性を申告するに当たり、届出が必要な各種届出(扶養義務、児童扶養手当の公費等の給付を行うこと必要な資料の提供その他の行政機関等に求める提供)を行うこと同意します。
- 公費等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都府県等において支給決定された後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 貴が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による届出不能等の事由により支給が完了せず、かつ、令和3年2月28日まで、貴が申請(請求)の届出を提出しない場合は、給付金の請求書として取り扱います。
- 給付金の支給後、志願事項(給付要件について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給額等に該当しないこと)が判明した場合は、給付金を返還します。
- 既に他の都府県等から給付金を受給している場合は、給付金を返還します。

提出書類

- 『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)』『基本給付』(本書)
 - ※ 必須事項欄に記入してください。
- 『申請書-請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 - ※ 申請書-請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、住民基本台帳の写し(コピー)**等に捺印してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※ 6. 受取方法で「ア」を選択した場合に限る。)
 - ※ **通帳(金融機関名、口座番号、口座名義)の写し(コピー)など**、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を本人確認書類の写し(コピー)等に添付してください。
- 『世帯住居手当の支給要件を確認できる書類』
 - ※ 『申請書-請求者本人確認書類の写し(コピー)』、世帯住居手当の受取資格について県の認定を受けている場合は不要です。、(2) 世帯住居手当(2)のB、児童扶養手当の支給要件)において、**世帯の世帯長が世帯長である場合は、確認できる世帯長の住所(住所)を添付してください。**
- 『職歴収入(所得)見込額の中立書(別紙様式第4号)』
 - ※ 専業主婦(専業主夫)に該当する場合は、**生活保護法第4号**の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第3号(第6関係) (略)

様式第4号(第8関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【追加給付】

支給都道府県		申請理由町村	
都道府県	通知都府	町	町

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
氏名		年 月 日	町 丁目 番 号
印	年 月 日	電話 ()	

* 記名押印に代えて署名することができます。

申立で (下記チェック欄(□)に『√』を入れてください。)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少しました。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。)

- 本給付はひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)(基本給付)の支給要件を満たし、過去に同じ給付(給付金(追加給付))を受けたことがない者限り、支給するものです。
- 本給付は給付金(基本給付)の支給口座に支給いたします。なお、転居等に伴い給付金(基本給付)の支給を行った都道府県等とは異なる都道府県等において給付金(追加給付)の支給を行う場合は、別途支給方法について確認の上、支給します。
- 県が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、県が申請-請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 当該申請内容を確認するため、県が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。なお、公簿等で確認を行うこととした際に、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

【注意事項】

(注1) 本給付は新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの習習をすることが必要となり、義務教育が完了したなどの影響があった場合に申請が可能です。

(注2) 上記の申請内容及び申立て内容を確認できる書類について、この申請書を提出する際の提示(又は提出)は必要ありません。ただし、申請日から90日を超えて、申請内容に誤謬が生じた等の場合に、給付申請書の提出(又は提出)は必要ありません。収入が減少したことを示す書類の提示(又は提出)を求めることがあり得るので、求められた場合に当該書類を提示(又は提出)できるようにしてください。

(注3) この申請書は、県において支給決定した後、給付金の請求書として取り扱います。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

提出書類

- 『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)』『基本給付』(本書)
 - ※ 必須事項欄に記入してください。
- 『申請書-請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 - ※ 申請書-請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、住民基本台帳の写し(コピー)**等に捺印してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※ 6. 受取方法で「ア」を選択した場合に限る。)
 - ※ **通帳(金融機関名、口座番号、口座名義)の写し(コピー)など**、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を本人確認書類の写し(コピー)等に添付してください。
- 『世帯住居手当の支給要件を確認できる書類』
 - ※ 『申請書-請求者本人確認書類の写し(コピー)』、世帯住居手当の受取資格について県の認定を受けている場合は不要です。、(2) 世帯住居手当(2)のB、児童扶養手当の支給要件)において、**世帯の世帯長が世帯長である場合は、確認できる世帯長の住所(住所)を添付してください。**
- 『職歴収入(所得)見込額の中立書(別紙様式第4号)』
 - ※ 専業主婦(専業主夫)に該当する場合は、**生活保護法第4号**の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第3号(第6関係) (略)

様式第4号(第11関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【追加給付】

支給都道府県		申請理由町村	
都道府県	通知都府	町	町

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
氏名		年 月 日	町 丁目 番 号
印	年 月 日	電話 ()	

* 記名押印に代えて署名することができます。

申立で (下記チェック欄(□)に『√』を入れてください。)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少しました。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『√』を入れてください。)

- 本給付はひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)(基本給付)の支給要件を満たし、過去に同じ給付(給付金(追加給付))を受けたことがない者限り、支給するものです。
- 本給付は給付金(基本給付)の支給口座に支給いたします。なお、転居等に伴い給付金(基本給付)の支給を行った都道府県等とは異なる都道府県等において給付金(追加給付)の支給を行う場合は、別途支給方法について確認の上、支給します。
- 県が支給決定した後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、県が申請-請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 当該申請内容を確認するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。なお、公簿等で確認を行うこととした際に、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

【注意事項】

(注1) 本給付は新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの習習をすることが必要となり、義務教育が完了したなどの影響があった場合に申請が可能です。

(注2) 上記の申請内容及び申立て内容を確認できる書類について、この申請書を提出する際の提示(又は提出)は必要ありません。ただし、申請日から90日を超えて、申請内容に誤謬が生じた等の場合に、給付申請書の提出(又は提出)は必要ありません。収入が減少したことを示す書類の提示(又は提出)を求めることがあり得るので、求められた場合に当該書類を提示(又は提出)できるようにしてください。

(注3) この申請書は、県において支給決定した後、給付金の請求書として取り扱います。